

第11回

(令和3年11月10日)

# 議 事 録

錦町農業委員会

## 錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和3年11月10日（水）午後1時30分から午後2時12分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 9名  
1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也  
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一  
7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栞原 和親  
10番委員 深水 勇治
- 4 欠席委員 3番委員 尾方 学
- 5 議事日程
  - 1) 会期の決定
  - 2) 議事録署名委員の指名
  - 3) 議第43号案 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第44号案 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第45号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について  
議第46号案 非農地証明願いに対する認定について  
報告第18号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について  
協 議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買の申出について

- 6 事務局職員  
事務局長 山園琢磨、農地係 園林沙恵

### 7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、6番・7番委員にお願いします。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

#### 石坂最適化推進委員

11月22日にあっせんがあり、所有権移転番号6番の7,147㎡、1,312,900円であっせんが成立しました。

#### 川村最適化推進委員

木上南地区において、荒廃農地が確認されまして、11月6日に木上地区の非農地調査を行いました。平良地区で、所有者は免田下乙地区の方で、境界でもあり今まで確認ができませんでした。農地の意向調査を発送してもらい今後の対応を確認したいと思います。

議 長 川村委員が言われたとおり調査漏れもありますので、気付かれた時には調査をお願いしたいと思います。

議 長 議第43号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第43号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について6番委員から調査報告をお願いします。

6 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力2人）です。経営面積は、244a、田 232a、畑 12a です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：200m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：10aあたり24万円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、コンバイン、田植機は、共同機械利用です。農業に必要な機械は一式を所有。8番（取得農地の利用計画）：水稻です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号2番について9番委員から調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）です。経営面積は、131a、田 98a、畑 33a、田は自己管理、畑は、家庭野菜、お茶、自己管理です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：800m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：10aあたり30万円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、薬剤防除機、運搬機、軽トラック、ミスト機を所有。8番（取得農地の利用計画）：水稻の予定です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 それでは、質問のある方は挙手の上お願いします。

議 長 調査番号1は、あっせんにできなかったのは、農用地区域ではなかったのでしょうか。

6 番 そうです。

議 長 農用地区域ではないので、そういう価格でしょうか。

6 番 自宅のすぐ後ろですが、形がL字型で、耕耘にも支障をきたしますし、用水につきましても、踏切を越しての用水ですので、なかなか水があたり難いということで、水稻を耕作するには、少しあまり向いていない農地のため、この価格になったと思

います。

議 長 質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

以上により、全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議 長 議第44号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議第44号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)  
議案配付後に、調査番号1に関連する追加申請がありましたので調査番号6番として合わせて審議をお願いします。

議 長 調査番号1、6番について7番委員から調査報告をお願いします。

7 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分):1種農地です。2番(着工時期):許可日からです。3番(資金調達):自己資金と借入金です。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)町の上水道を利用します。生活排水、汚水については、浄化槽を利用し排水します。雨水は、地下浸透です。7番(防除措置)造成工事は実施しません。近隣に影響を与えないように十分気をつけます。8番(日照通風)周辺農地へ配慮し、高い建物等は造りません。また、高樹木等は植栽しないようにします。問題が生じた場合、その都度隣接者と協議し、解決していきます。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法):農用地区域外です。取得価格は、440万円です。以上、報告終わります。調査番号6番も同じです。

7 番 (調査番号2) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分):3種農地です。2番(着工時期):12月からです。3番(資金調達):借入金です。4番(申請面積と建面積の割合)問題なし。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)上水は町水道を使用し、雑排水も町下水を使用します。雨水は、浸透枳を設置し、地下浸透による自然排水とします。7番(防除措置)隣接地の被害が生じないように十分注意して、造成します。8番(日照通風)周囲に農地に影響がでないように建物等を建設し、周囲にも高木等は植樹しないように万全を期します。被害が発生した場合は当計画者の負担で一切を行います。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法):農用地区域外です。取得価格は350万円です。以上、報告終わります。

議 長 調査番号3番について5番委員から調査報告をお願いします。

5 番 (調査番号3) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は農

業用倉庫、作業用駐車場です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：許可後の令和4年1月からです。3番（資金調達）：自己資金です。4番（申請面積と建面積の割合）問題なし。5番（周囲の承諾）：隣接する農地所有者に一報を入れていただいて承諾済みです。6番（公衆衛生）排水は、畑地にクラッシャーを敷き固めて利用するので、自然浸透により対処できる。給水は、なく、隣接農地に被害を及ぼすことはないということでした。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は、親子で0円です。以上、報告終わります。

議長 調査番号4、5番について9番委員から調査報告をお願いします。

9番 （調査番号4、5）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は作業用道路です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：許可日からです。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）上下水道については、該当ありません。7番（防除措置）隣接地にかかる土砂の流出、たい積、粉じんの被害防止に万全の配慮をします。湧水、捨石、粉じんにより付近の農業に影響がでないように注意するということでした。8番（日照通風）周囲の耕作農地へ影響がないように万全を期します。日照通風には問題ありません。万一周囲に問題が生じた場合には、申請者で責任をもって対応します。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は、4番は46236円、5番が103764円で、両方合わせて土地取得費は15万円ということでした。以上、報告終わります。

議長 それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。

事務局 調査番号6番の位置を記載しておりませんでした。調査番号1番の左側、3542-115が6番の位置です。1番に住宅を建てて、6番に給水管、排水管を埋設するというので、持ち分4分の1取得ということでした。

6番 調査番号1番と2番の価格ですが、1番は1㎡あたり1万円、2番は1㎡あたり6千円くらいですが、田と畑の違いで価格差があるものか、お互いの話で価格が違うのかどうでしょうか。

事務局 明確には解りませんが、2番については、所有者のご姉妹、身内ということを知っています。

議長 4番、5番の作業用道路、里道が狭いので、今回、こういったことをされましたけれども、昔の道が狭く、これから先、担い手に集積する際に、担い手は大型機械を所有されておられますので、今後、道路の整備がいろいろなところで問題になってくると思います。みなさんも、認識していただければと思います。以前あったのですが、地域整備課と話をしましたが里道は、予算もつかないのではない。里道に関しては、利用者が整備していただきたいということでした。現在、農地水の事業がありますので、農地水の方で協議したり、対応をしているところです。それに

も増して、担い手の大型機械を通すための道路の整備が問題になってくると思いますので、どうぞ、頭においていただければと思います。

議長 質問がなければ、採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声)

議長 調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議長 調査番号5番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議長 調査番号6番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

以上によりまして申請どおり許可するものといたします。

議長 議第45号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第45号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)所有権移転が6件、利用権設定が13件です。所有権移転に関しましては農業公社買入3件、売渡3件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～13番適格の報告あり)

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。

議長 それでは、農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

それでは、適格といたします。

議 長 議第46号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第46号案非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議 長 調査番号1、2について、一武地区より調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号1）11月5日午前8時50分から一武地区の農業委員、推進委員で調査しました。現地は、非農地申請がなされた水田の隣地にあります。3年前までは隣地の所有者に耕作をお願いされていたそうですが、その後、隣地の所有者の方が売られて、作付けをやめられたそうです。その後、作付けをされずに、そのまま放置していたということで、茅や小木が生え繁る状況になってしまったということでした。確認したところ水田に復旧する考えはないということでした。隣地につきましても、先程承認いただきましたように、売買されるということですので、以上のことから調査を行った、一武地区の委員で協議を行った結果、非農地と判断できると考えます。

9 番 （調査番号2）11月5日午前8時50分から一武地区の農業委員、推進委員で調査しました。現地は、写真の下段の写真です。手前の水田と、下の水田の差が約4m程度あります。下の段が水田ということになります。これは、所有者の方が平成30年ごろに耕作をされたということでしたが本人は、農業ができない状態でそのまま、耕作地として放置したということでした。その間、奥の山の方と右側に河川がありますが、堤防からの竹や木の根が進入し、竹や小木が生え繁るようになったということでした。現在は、高台の非農地の申請後に竹の伐採をされるときに同時に伐採を頼み、現在は、草や小木が生えている状況でした。また、現地はもともと用水路がなく右側の河川からポンプで用水を揚げておったということで、耕作道路についても現在は確認ができない状態でした。本人に確認しましたが、水田に復旧する考えはないということでした。以上のことから調査を行った、一武地区の委員で協議を行った結果、非農地と判断できると考えます。

議 長 調査番号3について、木上地区より調査報告をお願いします。

1 番 （調査番号3）11月6日午前10時から木上地区の農業委員、推進委員で調査しました。この物件は、差押え物件で、現況は写真のとおりであり、非農地として認めざるをえないということで、木上地区で調査したところそういう結果になりました。

議 長 それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。

4 番 写真撮影場所は、尾方委員が写っている場所ですか。

議 長 真ん中の写真で、尾方委員が指を指しているところが、上の地図でいえば下の段の申請地で、一体化しております。

4 番 現地までは行けない状態ですか。

議 長 元は道があったそうですが、現地までいけませんでした。

- 事務局 家が写っている方が、上段の申請地、家が写っていない方が、下段の申請地です。
- 議 長 何か、質問ありませんか。
- 議 長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について非農地として認定することに意義のない方の挙手を求めます。  
(全委員：挙手)
- 議 長 調査番号2について非農地として認定することに意義のない方の挙手を求めます。  
(全委員：挙手)
- 議 長 調査番号3について非農地として認定することに意義のない方の挙手を求めます。  
(全委員：挙手)  
非農地として認定いたします。
- 議 長 非農地については、農業委員会の規約があります。  
木が生えていることとかありますけれども、一武地区の1番、2番きれいにされて、木は生えておりませんが、国のやり方として守る農地と守らない農地を分けなさいということで、そういった観点から1番、2番は守らない農地になるのかなというふうに感じます。
- 議 長 報告第18号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 報告第18号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）
- 議 長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について（説明）  
あっせん委員の担当割をお願いします。
- 議 長 物件番号1番は、西地区ですので、5、7番と西田委員をお願いします。  
物件番号2番は、2番と川村委員をお願いします。  
物件番号3、4番は、1番と山崎委員をお願いします。  
物件番号5番は、一武地区ですので、8番と田浦、石坂委員をお願いします。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年11月10日

農業委員会会長

6 番 農 業 委 員

7 番 農 業 委 員